

地理学概論 I (山崎) 課題レポート
「分煙」における人間の領域性

1. はじめに

近年、健康の観点からたばこを吸わない人の受動喫煙が問題となり、その対策としてオフィスや飲食店で禁煙スペースと喫煙スペースの分離が進められている。また、駅や学校など全面禁煙とする施設も増加している。本レポートでは、この禁煙と喫煙の空間を分ける「分煙」を事例として、テキスト『政治・空間・場所』（山崎 2013）第 6 章の「人間の領域性」について検討していきたいと考える。まず、講義内容をもとに「人間の領域性」とは何かについて振り返り、そして「分煙」についてこの理論が妥当するののか考察していく。

2. 人間の領域性

以下「人間の領域性」について講義内容を踏まえ説明する。「人間の領域性」とは、空間分析を批判したサックによって唱えられた空間の一つのとらえ方である。それまでの空間をそこに関わる人間の属性や思考と切り離して考える空間分析とは異なり、彼は、人間と空間は互いに影響しあう相関関係にあるとして理論化を試みた。すなわち、人間が何らかの意図や目的をもって空間を生産・利用・制御し、そのことにより反対に人間が空間によって影響を受け、あるいは制御されるという視点の必要性を考えたのである。サックは人間の領域性を「地理的な区域を区切る、ないしはそこへの管理を主張することによって、人々・現象・関係に影響を与え、それらを制御しようとする個人や集団の試み」と定義している。（山崎 2013：69）そして、この領域性の行使の際の要素として三つの要素を挙げている。

- ① 人やものに対してではなく区域を区分・分類する(区域による分類)。
- ② 境界などを設定して、領域があることを何らかの形で伝達する(伝達)。
- ③ 境界や領域によって行動への強制がはたらく(強制)。

(山崎 2013 : 69)

①の区域の区分については、女性専用車両の例からわかるように、制御対象としてその空間の外に位置づけられる人と対象外の人との分類には、人の属性が関係している場合が多い(この例では性別)。

領域性は日常生活の様々な場面で行使されているが、人間をコントロールするという側面が強調されるものとして「規律する空間」と「監視する空間」がある。前者は、監獄や兵営、学校の教室などのように国などの権力によって逸脱行為の規制や矯正をし、その内部の人を期待される役割を果たす人間にするために利用される特定の空間である。後者は、近年防犯対策として各地で行われているような域内監視によって内部の安全性を高めた空間である。

人間の領域性は、制御すべき人や物を特定しそれらに個別に対処するのが困難な場合に、区域の区分によって効率的な制御を加えられる点で効果を発揮するといえる。しかし、一方で女性専用車両の例における痴漢犯罪者でない男性のように、本来制御されるべきでない人も制御されうる。また、監視される空間においては外部の人の排除だけでなく、内部の人が常に監視されていることによって居心地の悪さを感じたり、プライバシーの侵害につながる危険もはらんでいる。つまり、領域性における権力の行使は人権や個人の自由の侵害、特定の人間の排除という側面を有しているといえる。これらの点を踏まえ、人間と空間の関係について考える必要がある。

3. 日本における「分煙」の現状

日本における禁煙、あるいは分煙に状況について見ていく。世界で喫煙あるいは受動喫煙の健康に対するリスクが問題となっている今日、日本でもその対策が進められている。2005年に発効された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」に基づき、我が国では、健康増進法 25 条にて、多数の者が利用する施設について、受動喫煙を防止する措置を講ずるよう努めなければならないとしている（寺原 2015：414）。また、2010年に発出された健康局長通知「受動喫煙防止対策について（健発 0255 第 2 号）」では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とするのが望ましい」（大和 2013：354）として分煙よりも全面禁煙を軸とした方針を立てている。厚労省は全面禁煙の受動喫煙対策としての有効性を認めながらも、施設の様態や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策」（厚生労働省健康局）として「分煙」も認めている。国際的には先に述べた FCTC の第 8 条「受動喫煙からの保護」で屋内を例外なく全面禁煙とする（大和 2013：355）ことを求めており、日本で現在もなお「分煙」が広く取り入れられていることに対し、対策の遅れとして批判する声もある。

一方国内では、中小企業事業主による受動喫煙防止対策の施設設備の整備の推進を目的として、一定の要件を満たす喫煙室や屋外喫煙所の設置にかかる費用の助成を行う「受動喫煙防止助成金」の制度があり、「分煙」の取り組みもみられる。このような現状を踏まえ、次章では分煙と領域性について考えたい。

4. 「分煙」における人間の領域性

では、「分煙」が先に述べた人間の領域性に妥当するの
かについて検討していく。

「分煙」について考察する前に、特定の施設における
「全面禁煙」について考察する。サックの示した三要素
が該当するだろうか。まず、施設全体を喫煙禁止とする
措置は区域の区分・分類であるため、①を満たすことは
明らかである。次に、②についてもそうした措置をとる
施設において、禁煙であることは何らかの形で示されて
いる。そして、喫煙者はその施設内でたばこを吸うこと
を法的拘束力はないにしても、ルール、マナーという側
面から強制されるといえるため③の要素も充足する。し
たがって、「全面禁煙」は人間の領域性に妥当するといえ
る。

では、次に「分煙」について検討していく。分煙にお
いても禁煙室と喫煙室という完全な区分に限らず、飲食
店における禁煙席と喫煙席の区別を設けることは、喫煙
ができるかできないかで分けられる、区域の区分に該当
する。但し、受動喫煙のもととなる煙の流れを完全に止
めることができるかという健康面での空間の分離ができ
ているといえるわけではない。②についても個室であれ
ば、喫煙ルーム、あるいは室内禁煙などの表示が存在す
る。飲食店であれば、入店すると同時にたばこを吸うか
どうか質問され、喫煙席または禁煙席に誘導される。こ
のように、その空間に入った者は喫煙・禁煙という二つ
の領域に無意識のうちに区分される状態にある。③の行
動の強制については、「全面禁煙」との相違点に注意する
必要がある。「分煙」の場合も「全面禁煙」と同様、禁煙
スペースにおいては喫煙できないという行動制御がある
といえ、喫煙者全体が禁煙スペースから排除される。一
方、喫煙スペースについては喫煙できるスペースという
単純な空間ではない。これはあくまで喫煙者の立場から
見た側面である。非喫煙者にとっては、自分がたばこを

吸わなくても周りで吸っている状況に耐えなければならぬ空間であるといえ、多くの場合非喫煙者はこの空間に立ち入らない。間接的に非喫煙者の空間からの排除が起こっているといえる。したがって、「分煙」は上記どちらの空間ともに行動の強制がはたらいているといえる。

ここで、「分煙」が誰のどのような意図によって生産された空間であるか考察していきたい。すなわち、禁煙・喫煙という空間の区別に際し、どのような権力が介在し、誰を主な制御対象者としているのかということである。制御の対象になる事物の種類ではなく、事物が存在する区域を分類する特性をもつということは、本来何が制御の対象になっているのかをあいまいにし、場合によってはすりかえてしまう問題をはらむ(山崎 2013: 85-86)が、本事例はその典型例であると考えられる。

前章で述べたように、国際的には全面禁煙の推進が主流であるのに対し日本では全面禁煙の強制までは踏み込まず、分煙も多く採用されている。FCTC 条約締結国による「タバコの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」(2007)では、屋内において汚染物質であるタバコの煙濃度を安全なレベルまで下げ受動喫煙被害をなくすには、換気や喫煙区域設置などの分煙では不可能であり、すべての公共空間は全面禁煙すべきである(村田 2012: 126)としているにもかかわらず、JT(日本たばこ産業)は 2000 年代後半から「分煙」を展開している。これには、完全禁煙化を回避して喫煙空間を整備する(村田 2012: 139)JTの意図があると指摘されている。一見、喫煙者の喫煙行為を制御しているように思われる「分煙」であるが、制御・排除されているのは非喫煙者でもあるといえる。喫煙者の制御を行うのであれば、「全面禁煙」を行う方が徹底できるはずである。しかし、喫煙者の喫煙空間の保護の観点から「分煙」が提唱されているのであり、これは、一方で非喫煙者の受動喫煙から

の保護の不完全性をもたらすのである。喫煙・禁煙両方のスペースをつくることによって、喫煙者・禁煙者どちらを制御しているのかが不明確になっている。

JTあるいは政府という権力がこの領域性の構築に関与することによって、受動喫煙の被害に対する政策の国民からの要請を満たすと同時に、喫煙者を社会的に排除せずに保護するという、相反する二つの目的に基づく空間区分が行われているのだと考える。しかし、村田氏も指摘するように、「分煙」を積極的に求めるJTの広告はこの問題を公共空間でのマナーの問題としてとらえる(村田 2012: 129)側面を強調することで他の側面を見えにくくする意図があることも否定できない。

5. おわりに

以上考察してきたように「分煙」は人間の領域性に妥当する事例であると考えられる。本事例は、空間を分けることで喫煙行為を制御するにとどまらず、その背景にはたばこをめぐる産業に関する権力的な意図もあることがわかった。先に述べた領域性における人権・権利の侵害について特に慎重に考えていくべき問題だと考える。「分煙」を一義的に良い悪いと判断することは難しく、様々な視点から考慮する必要があると考える。(4068字)

6. 参考文献

- ・厚生労働省 HP『受動喫煙防止対策助成金』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000049868.html> (2016年7月24日閲覧)
- ・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室『我が国における受動喫煙防止対策の現状について』
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/dl/s0326-14b.pdf> (2016年7月24日閲覧)
- ・寺原朋裕(2015-10)『厚生労働書が進めるたばこ対策』

保健医療科学 64 (5)、407-418

- ・ 村田陽平 (2012)『受動喫煙の環境学』世界思想社
- ・ 山崎孝史 (2013)『政治・空間・場所「政治の地理学」にむけて』ナカニシヤ出版
- ・ 大和浩 (2013-09-25)『3.わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題 (受動喫煙：労働安全と生活安全の側面から、第12回禁煙推進セミナー)』
循環専門医：日本循環器学会専門医誌 21(2)、350-355

